

本書は山梨県条例により公表するものです。

作成日 令和4年6月1日

維持管理計画

1. 維持管理の基本的事項

① 事業者名

富士グリーンパワー株式会社 代表取締役社長 北西 啓一

② 施設の設置場所

山梨県南アルプス市飯野221-1

③ 保守点検責任者

富士グリーンパワー株式会社 代表取締役社長 北西 啓一

④ 事業区域の面積、発電出力（合計出力）

37,000㎡, 2,016.0kW (2,016.0kW)

⑤ 運転開始年月日

2013年4月12日

⑥ 維持管理の内容

○施設全般

- ・定期的な点検により、不具合を確認した場合は、直ちに修繕等を行い、施設が正常に運転されている状態を維持する。
- ・遠隔監視装置等による監視を行うとともに、異常が発生した場合には、直に対応できる体制を整備する。

○太陽光発電設備

- ・運転に支障が生じるような変形がないこと、強風等による施設の損壊、飛散を未然に防止するため、破損や固定部に緩みがないことを確認し、施設を適正に管理する。

○付帯施設

- ・フェンスに破損や傾斜がないか巡視を行い、必要に応じて修繕等を実施する。

○事業区域

- ・雑草が繁茂しないよう草刈りを行い、ゴミの散乱がないよう事業区域内を清潔に保つ。
- ・土地の形質が変化（地割れ・陥没・崩れ・洗掘・水みちなど）していないか、事業区域内及び周辺の巡回を実施し、必要に応じ修繕等を実施する。
- ・土砂の流出、法面の崩壊など周辺環境に影響を与える問題が生じないよう管理する。

⑦損害保険の加入状況

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
火災保険 内容：火災・風災・雪災・水災・電氣的事故・機械的事故
- ・損害保険ジャパン株式会社
地震保険 内容：地震

⑧事業を廃止する際の対応

- ・廃止に要する費用の確保に関する方法
撤去費用は運転開始年（2013年）から毎年積立している。
- ・太陽光発電設備の処分方法
廃棄物処理法に基づく適正に処分する。
- ・廃止後の事業区域の利用計画
土地賃貸借契約に基づく原状回復後に土地を貸主に返却する。

2. 維持管理の実施体制

事業者・保守点検責任者
社名 富士グリーンパワー(株)
代表者名 北西 啓一
連絡先 03-5435-7308



電気主任技術者 小松 健治

3. 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

(1) 送電設備、電気設備（保安規程より）

対象機器		点検種別			日常巡視点検			定期点検			精密点検			測定・試験	
		No.	周期	点検箇所及び項目	No.	周期	点検箇所及び項目	No.	周期	点検箇所及び項目	No.	周期	測定試験項目		
送電設備	開閉器(PAS)	1	1回／月	損傷、異音、腐食、汚損、開閉表示及び表示ランプ	1	2年	接地線その他低圧回路配線等の点検	1	不定期	操作機構関係の細密点検	1	2年	絶縁抵抗測定		
	送電線路	1	1回／月	電線の高さ、他の工作物、樹木との距離、標識の状況	1	2年	電線の取り付け状況				1	10年	測定器を用いて不良がいつし検出。		
電気設備	断路器 遮断器	1	1回／月	損傷、異音、異臭、腐食、汚損、振動、開閉表示等	1	2年	操作機構、付属装置の点検	1	4年	操作機構関係の細密点検 付属装置の点検	1	2年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定		
							2	4年	2		2年				
		2	2年	接地線その他低圧回路配線等接続部の点検	3	4年	その他必要事項								
変圧器	1	1回／月	損傷、異音、異臭、腐食、汚損、振動、	1	2年	各部の過熱、ゆるみ 付属装置の損傷、腐食、汚損	1	4～10年	内部点検(コイル接続部、リード線、鉄心、その他必要事項) 付属装置の機能点検	1	2年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定			
						2	2年	接地線その他低圧回路配線等接続部の点検		2	4年		2	2年	
計器用変成器	1	1回／月	損傷、異音、異臭、腐食、汚損、振動	1	2年	ゆるみ 接地線、低圧回路配線等接続部の点検					1	2年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定		
											2	2年		2	2年

(3) 発電設備（保安規程より）

対象機器		点検種別			日常巡視点検			定期点検			精密点検			測定・試験					
		No.	周期	点検箇所及び項目	No.	周期	点検箇所及び項目	No.	周期	点検箇所及び項目	No.	周期	測定試験項目						
発電設備	太陽光パネル本体 (モジュール)	1	1回 /月	損傷、振動、過熱、異臭	太陽光パネル（モジュール）の直列ストリングが結線された『接続箱』の「絶縁抵抗測定」、「接地抵抗測定」「ストリング毎の開放電圧測定」を2年周期毎に測定・試験を実施し、接続箱本体の異常が認められないが、いずれかの異常が認められた場合は、モジュール本体の故障と判断し、パネルメーカーに連絡、必要に応じパネルメーカー専門試験員を現地に派遣させ、故障対応に当たることとする。														
	接続箱、集電箱	1	1回 /月	損傷、異音、異臭、腐食、汚損、過熱、変色	1	2年	過熱、ゆるみ	1	不定期	メーカー推奨項目	1	2年	絶縁抵抗測定	2	2年	接地抵抗測定	3	2年	MCCBの状態確認 ストリング毎の開放電圧測定
	パネル架台	1	1回 /月	損傷、腐食、汚損、発錆、その他状態確認	1	2年	外観検査				1	2年	接地抵抗測定	2	不定期	メーカー推奨項目			

(4) パワーコンディショナー (保安規程より)

対象機器		点検種別			日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			測定・試験	
		No.	周期	点検箇所及び項目	No.	周期	点検箇所及び項目	No.	周期	点検箇所及び項目	No.	周期	測定試験項目		
パワー コン ディ ショ ナ (P C S 装 置)	気中負荷 開閉器	1	2回 /月	損傷、異音、異臭、腐食、 汚損、振動、開閉表示等	1	2年	操作機構、付属装置の点検	1	4年	操作機構関係の細密点 検	1	2年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定		
					2	2年	接地線その他低圧回路配 線等接続部の点検	2	4年	付属装置の点検	2	2年			
								3	4年	その他必要事項					
	昇圧変圧器	1	2回 /月	損傷、異音、異臭、 腐食、汚損、振動、 液面レベル	1	2年	各部の過熱、ゆるみ 付属装置の損傷、腐食、汚 損	1	4～ 10年	内部点検(コイル接続 部、リード線、鉄心、そ の他必要事項)	1	2年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定		
				2	2年	接地線その他低圧回路配 線等接続部の点検	2	4年	付属装置の機能点検	2	2年				
								3	4年	その他必要事項					
	計器用変成器	1	2回 /月	損傷、異音、異臭、腐食、 汚損、振動	1	2年	ゆるみ				1	2年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定		
					2	2年	接地線、低圧回路配線等接 続部の点検				2	2年			
	P C S 本 体	1	2回 /月	損傷、異音、異臭、腐食、 汚損、振動、変色、変形、	1	2年	各部の加熱、変形、変色、 損傷、腐食、汚損、ゆるみ			メーカー推奨点検周期及び 点検項目に準じて行う ものとする。	1	2年	絶縁抵抗測定		
					2	2年	接続部の点検、増し締め、 清掃								
					3	2年	接地線の確認					3	2年	接地抵抗測定	

3. 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

(5) 付帯施設

対象	点検箇所	要領	点検方法	点検周期	備考
防護柵、塀	フェンス(防護柵)	著しいさび、きず、破損、傾斜がない			
	標識(事業計画, 注意喚起)	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない			
	入口扉	開閉に異常が無く、施錠に問題がない			
進入路・管理道	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない			
		事業地周辺への土砂の流出がない			
		雨水等による洗掘がない			
		草木の繁茂がない			

4. 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

気象情報を常に意識し、現場の巡視及び以下の点検や対策を講じ、被害を未然に防止することで、施設の安定的な運用に努める。

【確認項目】

○台風（強風）による飛散

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
- ・周辺残置物の飛散により設備が破損しないよう処置
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等
 - (ウ)周辺環境の整備

○豪雨（洪水）による水害

- ・土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)堆積土砂の除去など排水機能の確保

○地震による倒壊等

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等

○豪雪による倒壊等

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等

○実施体制

- 2.維持管理の実施体制と同様

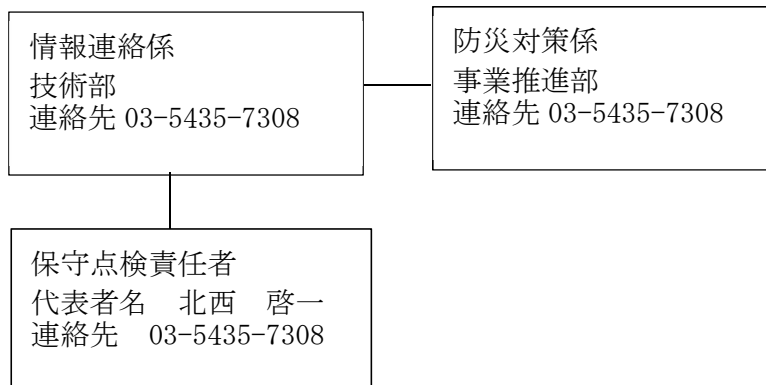
5. 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

○災害発生時対応事項

初動体制	事故・災害が発生した際、迅速に状況を把握し災害対策組織図により、対応を協議し、災害発生時連絡体制表により関係する機関に連絡する。
応急処置・二次災害防止対策	土砂流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。
復旧措置	応急処置後、復旧までの工程表を作成し、速やかに復旧作業を行う。
再発防止対策等の対応計画	事故原因の究明及び現状の維持管理状況を分析し、再発防止のため維持管理計画の内容を再検討する。

※事業地に災害が発生していない場合でも、異常気象後は速やかに施設を確認し、必要な対策を講じる。

○ 災害対策組織図



○ 災害発生時連絡体制表

